

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

- ・ 支援の共同設計（オープンイノベーション）：発達支援・教育・福祉分野の専門家（支援員、心理職、作業療法士等）および関係機関（放課後等デイ、相談支援事業所、学校、地域の親の会/NPO 等）と連携し、保護者向けセミナー／個別セッションのプログラム（教材・ワーク・チェックリスト）を共同で開発・改善します。
- ・ 紹介・連携導線の整備：関係機関との間で、支援内容・対象者像・案内資料・連絡窓口を明確化し、保護者が迷わず支援につながる紹介導線（紹介カード／Web 案内／説明会）を整備します。
- ・ 共同イベントの実施：地域の関係機関と共同で、保護者向けの勉強会・相談会・交流会を定期的に開催し、ニーズ把握とサービス改善に反映します。
- ・ 情報共有と保護：連携先と共有する資料・顧客情報について、共有範囲・保管方法・アクセス権限・廃棄方法を定め、個人情報・機密情報の適切な取扱いを徹底します。
- ・ 連携先の働き方支援：災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、連携先と協議のうえ、オンライン打合せ・遠隔対応（テレワーク）の導入や、必要に応じた BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- 取引先から原材料費・物流費・人件費等の上昇要因の申出があった場合には、根拠を確認の上で誠実に協議し、価格へ適切に反映します（価格転嫁の推進）。
- 代金の支払については、取引条件を明確化し、原則として現金振込等により、できる限り速やかな支払い（目安：60 日以内）を徹底します。
- 仕様変更・追加依頼が発生した場合は、事前に内容・納期・追加費用を協議し、合意形成の上で発注します（変更管理の徹底）。

知的財産・成果物の取扱いについては、契約書等により権利帰属・利用範囲を明確化し、不当に権利を譲渡させることのないよう適正に取り扱います。

個人情報保護・秘密保持・情報セキュリティに関するルールを整備し、取引先と相互に遵守します。

2026年1月21日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

HATTATSU DESIGN LAB

企 業 名

代表・蘇 曼

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。